

東村山市個人情報保護に関する条例及び東村山市情報公開条例の
一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市個人情報保護に関する条例及び東村山市情報公開条例の
一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和 63 年東村山市条例第 16 号）及
び東村山市情報公開条例（平成 10 年東村山市条例第 28 号）の一部を別紙の
とおり改正することに議決を得たい。

説明 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）
の公布等に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市個人情報保護に関する条例及び東村山市情報公開条例の一部を改正する条例

(東村山市個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第27条第2項ただし書中「第2条」を「第2条第3項」に改める。

(東村山市情報公開条例の一部改正)

第2条 東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

東村山市個人情報保護に関する条例及び
東村山市情報公開条例の一部を改正する
条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

第1条（東村山市個人情報保護に関する条例の一部改正）

（個人情報の開示）

第11条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号の一に該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

（1）（略）

（2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ （略）

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）～（6） （略）

旧 条 例

第1条（東村山市個人情報保護に関する条例の一部改正）

（個人情報の開示）

第11条の2 （同左）

（1）（略）

（2）（同左）

ア・イ （略）

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）～（6） （略）

新 条 例

(適用除外等)

第27条 (略)

2 個人情報の開示・訂正・消去及び中止についての手続が、法令に定められている場合には、それぞれの定めるところによる。ただし、指定管理者が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である場合において、指定管理業務に係る個人情報の開示請求を実施機関に行う場合については、この限りでない。

第2条(東村山市情報公開条例の一部改正)

(公文書の公開)

第6条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号の一に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成1

旧 条 例

(適用除外等)

第27条 (略)

2 個人情報の開示・訂正・消去及び中止についての手続が、法令に定められている場合には、それぞれの定めるところによる。ただし、指定管理者が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に規定する個人情報取扱事業者である場合において、指定管理業務に係る個人情報の開示請求を実施機関に行う場合については、この限りでない。

第2条(東村山市情報公開条例の一部改正)

(公文書の公開)

第6条 (同左)

(1) (略)

(2) (同左)

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成1

新 条 例

1年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(3)～(7) (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

旧 条 例

1年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(3)～(7) (略)